

## 大規模小売店舗立地法第8条1項の規定に基づく幸手市意見

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：（仮称）ヨークマート新幸手店

所在地：幸手市天神島一丁目40番の1外6筆

### 2 幸手市の意見

- ① 事業系のごみについては、適正に処理すること。
- ② 深夜、早朝の商品搬出入作業については控えるか、アイドリングストップや低騒音タイプの物の使用など、近隣住民に可能な限り配慮すること。
- ③ その他、環境法令、埼玉県生活環境保全条例、幸手市環境基本条例に定める環境基準、事業者の責務を遵守すること。